

平成27年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成27年12月7日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議案第 6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

議案第 7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 増井浩一君

委員 多比良和伸君

佐々木政幸君

武田圭介君

辻 勲君

沢田広志君

副委員長 中道博武君

委員 増山裕司君

武田真君

水島美喜子君

北谷文夫君

小黒弘君

（議長 飯澤明彦）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 奥山昭

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長 兼会計管理	湯浅克己
総務部審議監	熊崎一弘
総務課長	安田貢人
総務課副審議監	安谷正雄
市長公室課長	安原希二
政策調整課長	河原端一
政策調整課副審議監	河為国修
税務課長	川端幸一
会計課長	高橋豊人
市民部長	高東正人
市民生活課長	近藤恭史
社会福祉課長 兼子ども通園センター所長	中村一久
介護福祉課長 兼ふれあいセンター所長	田伏清巳
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	小林哲也
農政課長	古木信繁
建設部長	荒木政宏
土木課長	佐藤武雄
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	氏家実弘
病院事務局長	山川和彦
管理課長	渋谷和紀
経営企画課長	朝日博
医事課長	山田基
地域医療連携課長	細川仁
附属看護専門学校副審議監	

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長 井 上 克 也

教 育 次 長	和 泉 肇
兼 ス ポ ー ツ 振 興 課 長	
学 務 課 長	大 西 俊 光
社 会 教 育 課 長	
兼 公 民 館 長	山 下 克 己
兼 函 書 館 長	
給 食 セ ン タ ー 所 長	橘 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	中 出 利 明
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	湯 浅 克 己
-----------------------	---------

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢
-------------------------	-------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 伏 清 巳
-------------------	---------

農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也
---------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長	峯 田 和 興
---------	---------

事 務 局 次 長	高 橋 伸 二
-----------	---------

事 務 局 主 幹	佐 々 木 純 人
-----------	-----------

事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹
-----------	---------

開会 午後 0時57分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

予算審査特別委員長には増井浩一委員、同副委員長には中道博武委員を指名します。

〔委員長 増井浩一君 着席〕

○委員長 増井浩一君 初の予算審査特別委員長をさせていただきます。スムーズな進行に努めてまいりますので、皆様方のご協力よろしくお願ひいたします。

また、本委員会にUHBさんから撮影について申し出があり、許可をした旨、報告いたします。

◎開議宣告

○委員長 増井浩一君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増井浩一君 本委員会に付託されました議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について、議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算の9件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに基づいて、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 砂川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第4号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、私のほうから砂川市防犯カメラ設置及び運用に関する条例について、1条から確認してまいります。

まず、第1条、目的、この条例は市が公共の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用となっておりますが、市が公共の場所となっておりますが、これを市に限定した理由についてまずお尋ねしたいと思います。

同じく1条、個人の権利利益を保護するとともに、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とされていますが、個人の権利利益とは具体的にどのような権利利益を指しているのか、また犯罪に対する抑止力となっておりますが、犯罪とは具体的にどのような犯罪を指しているのかお尋ねいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、ただいまの第1条に関するご質疑でございますけれども、市の公共の場所ということでございます。今回条例を設置しました理由につきましては、やはり今の情勢の中から防犯カメラを設置すべき必要性が高いところから防犯カメラを設置するわけなのですけれども、この部分につきましてはやはり市が設置するものですから、例えば道路だとか不特定多数の方が使用するような場所ということで公共の場所という定義にしてございます。

また、個人の権利利益を保護するというところでございますが、やはり今回防犯カメラというのは、まず不特定多数の方を映像で画像データとして録画するような形になります。

ということになりますと、やはり一般の市民の方はこの画像データに映されないという権利もあるものですから、その個人の権利というのも保護しなければならないということから条例を制定したわけでございます。

また、犯罪に対する抑止力ということでございますが、今の砂川市以外でも公共の場所に設置しているところがございます。その判例を見ますと、やはり防犯カメラを設置することで犯罪の件数が減ったという状況もございますので、犯罪の抑止力の向上ということでございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、公共の場所というのは、あくまでも砂川市が設置するカメラに限定されたということになると思うのですけれども、民間等でも防犯カメラ等を多数現在いろいろ設置されている状況ですが、今回の条例についてはあくまでも市が設置するものに限定されたということで確認したいと思います。

続きまして、個人の権利利益について再度確認しますが、想定されているのはいわゆるプライバシー権を想定されているのかどうか、まず確認したいと思います。

先ほど犯罪について抑止力ということで、具体的な犯罪についてどのようなもの、例えば刑法犯、環境犯罪、その他迷惑防止条例に基づく条例違反のもの、その他いろいろ犯罪というのはカテゴリーがあると思うのですけれども、専らどのような犯罪を想定されているのかご説明をお願いいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回設置するのは、市が設置するものでございます。民間でも設置するというのがございますけれども、今回の条例の目的としましては市が設置するもので、しかも屋外であって不特定多数の者が利用する場所というところで定義をしてございます。

また、次に犯罪の種類ということでございますが、これは犯罪ということですから、これは環境の犯罪であってもそうですし、例えば車上荒らし、これら全てのものが該当するものというふうに考えてございます。

また、プライバシーの保護かということでございますが、やはりこれらのプライバシーの保護のための条例でございます。それを最優先に考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、犯罪の定義としましては、先ほど説明があったのですけれども、いわゆる先ほどちょっと説明いただけなかったのですけれども、道の北海道迷惑防止条例等ありますけれども、そういった条例についても想定されているのかどうか確認いたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、今回の1つのこのカメラの利用の目的としましては、

その犯罪に基づいて捜査機関、つまり警察なのですけれども、この警察から要求、照会があった場合に使用するということですので、警察のほうからその条例に照らし合わせて照会があった場合には利用することはあると思います。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 例えばいろいろな犯罪、先ほどのちょっと繰り返しになりますけれども、環境犯罪ということでちょっと確認したいのですけれども、現在砂川市において既に不法投棄の関係でカメラを設置していると思うのですけれども、そういったものも当然今回設置するものについてかかわるということで判断してよろしいのかどうか確認したいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 1つの定義としまして、屋外だということと不特定多数の者が利用する場所ということですから、今お話のありました不法投棄カメラにつきましてもこれに該当するというふうに考えておりますし、今回この条例の制定で利用の目的、使用できるもの等を細かく規定している条例としてございます。これは、先ほど言いましたが、あくまでも市民のプライバシーの保護が優先するということではございますけれども、やはりこの中で1つのルールとして、今は防犯カメラと不法投棄があるのですが、この条例を今制定するというものですから、同じ同種のカメラということで整合性を図らなければならないということで、さらに細かく要領というのを考えてございますので、これは1つの要領の中で運用をしていきたいと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 第1条についてはわかりました。

続きまして、第2条、定義について確認してまいります。第2条第2号、公共の場所についてであります。公共の場所、道路等の屋外において不特定多数の者が自由に利用するとなっておりますが、これはあくまでも屋外であると。屋内の場所については、想定されていないということよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この条例の趣旨は、屋外で不特定多数の者が自由に利用する場所ということで定義してございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 屋外の公共の場所の定義についてなのですけれども、同様の防犯カメラ条例あるいは北海道の迷惑行為防止条例等におきます公共の場所の定義におきましては、屋内のほうも公共の場所という形で定義に入っているわけなのですけれども、どうして砂川市におきましては公共の場所の定義をあえてこのように限定されたのか、その理由について改めてちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回屋外に防犯カメラを設置するというのは、担当としましてはやはり至急、急いで設置したほうが効果があるということでございます。

あと、今もう一つ屋内ということでございましたが、屋内ということであれば公共の施設でもありますが、それはその施設の利用者ということで限定してございます。今回いち早く防犯カメラを屋外に設置するという趣旨から、今回の条例はこのような規定にしてございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 公共の場所の定義についてなのですが、ちょっと説明いただいたところだったのですが、砂川市においても屋内における人の出入りの多い場所等は多数あると思うのです。例えば市役所のロビー、あるいは病院の待合室なんかも特にそうだと思うのですが、そういった場所についても権利の保護あるいは犯罪の抑止力というのにも必要になってくるはずなのですが、また道の条例あるいは他自治体の条例における公共の場所の定義と砂川の場所の定義が異なるということになれば、今後新たに施策を展開する場合にいろいろ障害になってくるのではないかと思われるのですが、この定義をあえてそのように限定された理由について、再度ちょっとご説明願いたいと思うのですが。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 やはりこれは先ほど言いましたが、まずいち早く防犯カメラを設置する必要性を感じたというのが1つと、あとこの条例の中には規定は設けてはございませんが、やはり委員さんがおっしゃいますとおり、今は館内にもカメラが設置されております。これは、あくまでも施設の利用者、不特定多数の人が利用するという場所とは、またここでもあえて分けたわけでございますけれども、ただこの施設の管理上、例えばこれは恐らく間違った使用の仕方を施設がされていないとか、時に施設の中で人が倒れたということもあるかと思えます。そういうのも踏まえて、今は市立病院であれば要綱等も設置しているということでもございますので、今度さらにほかの担当部署でもカメラを設置してございますから、やはりこの整合性を図りながらルールをつくって運用は考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、病院等に設置しているカメラについては今般の条例においては規制にかからない、各管理者において独自に管理するという考えでよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 条例の定義にしましたら、やはり何度も言いますが、屋外ということになります。ただ屋内か屋外かということで、やはりカメラの趣旨としてはプライバシーの保護ということからいえば同じものですので、やはりこれは統一性を持って運用をしていかなければならないというようには思っています。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 2号についてはわかりました。

3号、防犯カメラですけれども、防犯カメラ、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進を目的とされておりますが、この定義に当てはまるカメラの設置状況について確認したいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、このカメラを設置する必要性ということで冒頭申し上げましたが、まず市内の中心部になりますけれども、国道の東側、西側等、人の流れだとか、あとは夜間の駐車している状況等をまず調査いたしました。この中で、日中はやはり買い物客が多いのですが、夜間になりますと国道の西側、西1条通り、柳通りになるのですが、ここの人の通りが多いということと、あと車が10台から20台、それ以上駐車できるスペースもあるのですけれども、そこも踏まえて調査したところ、特に国道の西側のところで駐車するスペースが多いということと、台数が夜から朝にかけて減っているという状況もあります。あと、市道も録画するようなわけですけれども、やはり市道上の人の通りの防犯もしくは駐車場もある程度入りますので、そこでの車上狙い等のために設置してございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっともう一つ、趣旨が違ったのですけれども、その3号に当てはまる防犯カメラの定義によりますと、犯罪に対する抑止力の向上その他安全で安心なまちづくりの推進を目的として、特定の場所に継続的に設置する撮影装置ということになっていきますが、例えば不法投棄のカメラ等もこの定義に当てはまるのではないかと思われるのですが、それでは今後設置するものではなく、既存の設置されているカメラでこの防犯カメラの定義に当てはまるものについての台数についてお尋ねいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回の市道に新たに設置しようとする防犯カメラは、まず今は4台、あと先ほど私ちょっとご説明しましたが、不法投棄カメラというものもこれに該当しまして、これについては10台を設置してございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、既存の設置カメラは、今のところは市で設置しているのは10台だけということよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今この10台というのは、市民部、私の課が担当でやっているものでございますけれども、もう一台、南1丁目のところに南1丁目線、ガード下、あそこは水位カメラというようなことで防災対策として設置してございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、防災用の監視カメラも該当するということなのですから、そうしますと市民部以外で管理しているいわゆるこちらの3号、防犯カメラの定義に該当するカメラ等の数等は把握されていないということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今砂川市で屋外に不特定多数の人が利用する場所としましては、先ほど言いましたこれから設置する4台、不法投棄カメラの10台、あと今ほど言いました南1丁目線のガード下のところの1台となります。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 3号の定義について、若干また確認していきますけれども、特定の場所に継続的に設置するとなっておりますけれども、市で考えている継続的に設置する期間というのはどのくらいの期間を考えているのか、それをちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、それぞれカメラの設置する場所、あとカメラの種類にもよりますけれども、まずこの防犯カメラにつきましては今これから4台、これにつきましてはその状況、今は市道もしくは駐車場等も含めた中でございますが、やはりそれにつきましては今現在ここが一番必要だろうということで設置してございますので、これは当分の間はここの場所に設置しようというふうに考えております。あと、水位カメラにつきましては南1丁目線のガードということで特定してございますので、これについては動くことはないと思えます。あと、不法投棄の10件につきましては、今はこの不法投棄カメラを設置しているのは地域から不法投棄がされて、それが頻度の多い場所ということで、そこはやはり継続的に不法投棄される場所というのは、大体今はもう人の通りの少ない奥の道路ということで特定してございますが、必要に応じて移動することはあり得ます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 3号についてはわかりました。

続いて、4号について確認してまいります。画像データ、防犯カメラにより撮影または録画された画像情報を電磁的記録媒体その他の記録媒体に保存したものをいうとなっておりますけれども、昨今の防犯カメラは音声も記録できると思うのですが、音声記録をこちらのほうでは取得はしないということでよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今のところ画像データということで、音声につきましては録音はされておられません。する予定はありません。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 それは、もう最初から機械の設定として録音しないという設定にすると

いうことでよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 機械上できるものも……まず不法投棄カメラは音声は設定できません。ただ、こちらのほうで設置する防犯カメラは音声も設定できますが、やはり保存するデータが多くなると、やっぱり一番必要である画像データの容量も、期間も今は大体おおむね2週間ほどというふうに考えてございますので、これは上書きされてそれぞれ更新されていくわけなのですけれども、やはりそれを考えると画像データのみの方が必要であるというふうに考えています。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 2条についてはわかりました。

続きまして、第4条、管理責任者の設置及び操作担当者の指定でございますけれども、これは市の職員がこの管理者、操作担当者になるということを想定されているということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この管理責任者、それぞれ部署がございますが、市民生活課であれば課長で、操作担当者というのは係長、必要に応じては係員というふうに考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、現状においては市の職員が担当されるということなのですが、この業務、例えば民間業者に委託等をする場合については、この担当者については民間の方が担当者になるということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 市で設置するカメラというところでございますので、今はやはり非常にプライバシーの強いものでもあるということでございますので、民間のほうにこの管理業務を今ここで委託するというようなことは考えてはおりません。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 第4条についてはわかりました。

続きまして、第6条、防犯カメラの設置基準について確認してまいります。第6条第2号です。必要最小限の範囲とするとなっておりますが、必要最小限というのは具体的にどのような判断基準で定めたのかどうか確認したいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この必要最小限という字句を入れた理由につきましては、先ほどから繰り返しておりますが、やはりプライバシーの保護、市民の方、全ての人なのですけれども、みだりに自由に撮影はされないというところから、必要に応じてやはりこれは必要最小限であるべきということからこの字句を入れてございます。あと、

今のところはこの台数もそのようにしていこうというふうには考えております。必要に応じてということですが、必要最小限。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、今般補正で入れる4台以外に何台か導入されると思うのですけれども、それも含めて最小限の設置にとどめるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、不法投棄の10台が必要最小限かということはございますけれども、この不法投棄につきましてはやはり不法投棄の抑止というのが1つございまして、今ここ数年不法投棄が多くなってきてございます。それをやはり少しでも抑止するためということで、不法投棄の多いところが点在してございますので、10台ということにしておりますし、あとこの防犯カメラにつきましては今必要なところが4台というふうに考えておりますので、これが今必要最小限というふうに考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 第6条についてはわかりました。

続きまして、第7条、画像の管理及び保管についてですけれども、第4号、画像データの保存期間終了後となっておりますが、保存期間とはどのくらいの期間を想定されているのかお尋ねいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、保存期間でございますが、今市で屋外に設置しているのが3種類ございまして、これから設置する防犯カメラ、この4台については先ほど言いましたおおむね2週間、同じように水位監視カメラも映像として録画してございまして、これもおおむね2週間、あともう一点、不法投棄カメラでございますけれども、これは映像として残すのではなくて、人が来たときに人感センサーで映像ということではなく30秒ごとに撮影をしていくというような形をとっています。これにつきましては、定期的に映像等を確認しに行っていますけれども、今は1カ月というふうに考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、その保存期間については各監視カメラ、防犯カメラ、不法投棄防止カメラ等のカメラのそれぞれの要件によって、その保存期間の取り扱いを異なる定めにするということによろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず1つ、この保存期間というのがありますけれども、何度も言いますとおりこの保存期間、映像としてずっと録画するものであれば、やはりプライバシーの観点からも例えば一月ですとか、そういうものはすることはふさわしいものではないというふうに考えておりますので、今後今のカメラの性能にもよりますが、やはり

これはある程度限定した中で運用をしていくことが適当だろうというふうに考えております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっとわかりにくかったのですが、明確に何週間、何日という形で全般、そのカメラ全部について保存期間を定めるという趣旨ではないということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今この条例にはのってございませんが、要領を定めるところがございします。統一性を持って、整合性を図りながら要領を定めていくわけがございしますけれども、この中で保存期間を、その必要な期間を定めていくというふうに考えています。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、その保存期間については要領において定めていくという形になってくる。この条例では定めず、その要領、運用要綱等で定めていくということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この保存期間というのはカメラによって今後、例えば一月ぐらいのものがあるかもしれません。ただ、今この設置する趣旨からと、あとプライバシーの保護という観点からも映像として連続して残すのは2週間ほどが適当だろうということで2週間としているわけです。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、統一的に決めるというわけではなくて、その目的に応じて保存期間が、それぞれのカメラの目的に応じて保存期間が異なってくるということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 やはりそのカメラを設置する目的というのが今の防犯カメラ、不法投棄カメラにおいても水位カメラにおいてもそれぞれ目的というのがございします。その目的を勘案しながら、この保存期間を決めていくという考えでございします。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 では、7条についてはわかりました。

あと、続きまして8条、目的外利用及び提供について確認してまいります。1号、個人情報保護条例第6条の規定に基づく目的外利用等をする場合、2号、法令に基づき設置された捜査機関から、3号、犯罪の抑止または個人の生命、身体となっておりますが、その保存されたデータの提供についてなのですけれども、基本的には個人情報保護条例第6条に基づいて管理するというので、その例外としての2号、3号ということによろしいで

しょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 個人情報保護条例につきましても、やはりこれが先ほどからプライバシーの保護ということになりますと個人情報の保護条例というのがございますから、ここで利用及び提供の制限ということで6条でうたっているわけではございますけれども、あとそのほかにも今回の設置する防犯カメラというのはやはり捜査機関から犯罪の目的により提供される……要求、要請があるということもあり得ますので、ここでうたったということと、3号につきましてもやはりこの防犯カメラもそうなのですが、不法投棄カメラについては不法投棄の抑止、そこで不法投棄するその行為が明確に映し出されていて人が特定できる場合というもののときには、これは犯罪行為でもございますので、そのデータを警察のほうには提供するというものもございまして、また防犯カメラにつきましても例えばそこで不慮の事故が起きたりとか、これはもう一つ例えば徘徊、老人の方が徘徊してこの辺をこの時間帯ぐらいに通ったかもしれないということも想定したものでうたっております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 個人情報保護条例との整合性についてちょっと確認したかったのですが、今般の防犯カメラで情報の提供を制限する。そもそも画像データ全般は、個人情報保護条例に該当するものであって、それに該当しないものが私は2号、3号かなと思ったものですから、そういう確認をしたところだったのですが、市で録画する画像データ全般は個人情報保護条例に基づく情報であるのかどうかだけちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今の個人情報保護条例ということでございますけれども、このデータにつきましてもやはり個人の情報というのは多く含んでいるものでございます。これにつきましては、やはりこの条例の趣旨をそこにまず……その趣旨から頭出しをしたということと、防犯カメラということでございますから、やはり使用目的等からここで使用目的に応じた取り決めをしてございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっと話がかみ合わなかったのですが、要はこの防犯カメラ条例で規定しますその画像データが砂川市の個人情報保護条例の情報に当たるのかどうかということをまず前提として確認させていただきたかったのですが、

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この画像データ、個人情報保護条例に該当するかどうかということではございますが、これはやはり個人情報保護の条例に該当するデータというふうには考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 それで、ここの条文で1号で個人情報保護条例第6号の規定に基づく目的外利用をする場合、そして2号、3号で個人情報保護条例第6条の規定外のものについての例外を規定でここで設けたものだと私は解釈したのですけれども、その解釈で間違いはないかどうかお尋ねいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 その解釈でよろしいです。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、第8条の第2号、3号においては個人情報保護条例第6条の規定外ということ……そうしますと砂川市個人情報保護条例の第1項第7号によりまして、砂川市個人情報保護審査会の意見を聞いて2号、3号の情報を提供するということになると思うのですが、その考えで間違いはないかどうかちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今ここで個人情報保護条例に該当するデータだということではございますけれども、やはりこの防犯カメラの設置目的というのは犯罪の抑止、防犯上のことということでございます。ただ、この提供をする場合ということでございますけれども、やはりこれは警察の捜査機関、犯罪が起きた、これは保存期間が2週間ですから、その必要性に応じて全てを提供するというものではなく、やはりその中で事情を聞いて判断をして、内部で協議しながら提供をしていきたいというのがまず1つと、あともう一つが不法投棄カメラになりますが、これにつきましては特定できるものということであれば、やはりこれはもう犯罪ということでございますし、大きな個人情報保護条例の目的でいいますと本人の同意というのもこの中にはあります。ただ、不法投棄カメラということであると、その本人が誰だというのが特定できるものではないので、これはですからこのようにして別枠で設けさせていただいたわけでございます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第6号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市広報区設置条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第8号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第9号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第10号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行いますけれども、提案理由の説明の中で地域の住民ですとか患者さんが診療科を選択するに当たり、具体的な情報を提供する観点から見直しを図っていると。道内というか、全国的にも病院の診療標榜科目を細分化する動きというのがあるのですが、この細分化によって例えば診療報酬が変わるとか、そういったようなことというのはあるのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今回のケースでいきますと、全ての標榜科についてあるわけではないのですが、今回外科を消化器外科というふうに改めることで診療報酬の中では点数で2つ高い診療報酬が得られるというものがあります。それは、腹腔鏡の肝臓と膵臓の手術になります。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうしますと、当然中には診療報酬が変わらない診療科目の標榜科目というのも出てくるのでしょうかけれども、今おっしゃられた2つ高い診療報酬になるということは、この標榜科目を掲げなくても腹腔鏡手術というのは多分やっていたと思うのですが、それはやはり変えないと上がらないということであったのか、それとも標榜科目を変えなくても診療報酬は診療報酬の改定に伴って上がったものなのかということを確認したいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 ただいま申しました2点の診療報酬につきましては、消化器外科を標榜していることというふうに明確に書かれておりますので、今までの外科ということだけであれば高いほうの診療報酬は得られなかったということでもあります。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 診療報酬をふやす取り組みというのは、もうずっと昔から続いている課題ではありますけれども、1つ心配しているのは提案理由の説明の中には地域住民とか患者さんが診療科を選択するに当たり、正確かつ具体的な情報を提供する観点というのがあったのですが、逆に余りにも今のような総合病院に行っても診療科目が細分化され過ぎてしまっていて、患者さんというのは医学の素人ですから、選ぶのがなかなか難しいといったようなこともあります。今回外科が3つに分かれるわけですが、従来であれば外科でけがをしたと、そのまんま病院にかかって、病院の中で振り分けがあったのでしようけれども、今度こういったような形で細分化されてしまうと、患者さんの中には自分がどこに行ったらいいのかわからないという患者さんがいると思うのですが、標榜科目をふやす場合にはそういったような対策というのはどういうふうに市立病院のほうではとられていますか。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 まず、外科の標榜に関しましては、昭和15年に砂川町立社会病院が開設した当初から外科というふうに標榜しております。その後、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科というふうに細分化してきております。委員さんおっしゃられるように、最近の診療科は臓器の部分に特化するといいましょうか、細分化が進んでおりますので、患者さんがわかりにくいという部分もあるのかもしれませんが、そういった部分は総合案内のほうに看護師を今は午前中配置しておりますし、患者さんがどこの診療科を受診したらいいのかわからないというような相談に適宜対応するようにしております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後に、1点だけお伺いしますけれども、当然今回は診療報酬等の改定を見ながら、診療報酬を確保する上でこういった標榜科目を細分化したと思うのですが、今後ここにある標榜科目の中でさらに細分化される予定というのはあるのかどうかということだけをお伺いして質疑を終わります。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 現時点で標榜を予定している科につきましては、今のところございません。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回の細分化によって職員の状況なのですけれども、大体科になると部

長さんというのか、そういう方が、また今は外科という形だったのが3つに分かれるわけですから、それぞれにお医者さんがまたふえていくのかどうなのか、その点をお伺いします。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 今標榜科は分けますが、そこを担当する医師につきましては増員の予定は今のところありませんので、現行のメンバーのまま診療科だけが分かれるということになります。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほどの説明だと、最初のうちは外科というのがあって、確かにそうだなと思ったのは、その次に整形外科とか分かれていって、でも今それぞれいらっしやいますよね。いらっしやらないですか。外科が1本でということではないですよ。整形外科には、外科の部長さんみたいな方いらっしやいますよね。本来だと、そういうふうになるのかなというふうに思ったのです。外科から消化器外科とかと、こういうふうになってくるものですから、それはないというようなお話を確認していいのかと、それからそれぞれ分かれて、乳腺外科というのは多分何となくわかるのですけれども、例えばがん緩和外科とか消化器外科、ちょっと具体的に今までの外科1本というのとどんなふうが変わってくるのかというのを伺いたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 医事課長。

○医事課長 朝日紀博君 まず、従来の外科というのがそこに受診される患者さんというのは、いわゆる胃だとか大腸だとかという消化器外科の患者さん、それと乳がんとか、そういった乳腺外科の患者さん、あるいはがんのいわゆる緩和ケアの患者さんなのですけれども、名称が消化器外科が変わって、消化器外科の部分は今までの外科の患者さんと何ら変わりはないというふうに理解していいのかなと思いますし、今まで外科の中で乳がんの患者さんも診ていましたので、そういったところが分かれるというふうにご理解をいただければいいと思います。それと、緩和ケアというのは、なかなか聞きなれない言葉だと思いますけれども、いわゆるがんの患者さんであって、身体的な治療をするドクターと、それと心のケアといいましようか、精神的な部分を診るドクターと、そういったもの、そこは精神科の先生が担うのですが、そこら辺がチームをつくって患者さん、家族を含めて一体的にケアをしていくというものであります。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 改めてなのですけれども、要するに外科という組織体の中が分かれていくということですよ。それぞれが患者さんが今後その3つに分かれていった中で、もしどんどんふえていったときに、これが先ほど言ったように単一化みたいな、そういう組織化というのかな。今だと外科がただ単純に3つに分かれたような、組織体としてはそんなふうに感じられるのですけれども、将来的にそれぞれの科として、あれ何とおっしゃるの

か。部長さんと言っていいのかな。責任者みたいな感じのお医者さんがこれからふえていくのかどうなのかということなのですけれども、そんなことも標榜しながら今回細分化をしていったような気もするのですけれども、その辺をお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 冒頭ドクターについてちょっとご質問あった関係で、今現在外科については副院長職の方がトップで、その下に部長職がお一方、そして医長が1人、そのほか医員が2名と、職でいくとそういった形でございます。それで、細分化といった中で、ここにまた新たな部長を誰か宛てがうのかとか、今いる医長が部長になるのか、これはまた人事の関係で、当然先週、先々週とちょっと各大学の医局周りをしてきているところでございますが、医局の人事が現在始まったといった中では、これからの人事でどのようなかということで、まだ定かではございませんが、ただ先週行った際には外科の関係では乳腺外科の教授にお会いすることはできた。これは、やはり平成24年ですか、南館ができた……グランドオープンのおかげですね。立駐ができた年ですね。そういったことで、24年の4月に北大で乳腺外科というのが開設されていると。そういったことから、まだ3年ぐらいで、なかなかスタッフがそろっていなかった中では、やはり札幌、旭川間でのがん診療連携拠点病院としては砂川の名前は十分聞いているし、退官されました湊前副院長、外科でございました。湊先生からもお話はあって、その辺については何とか新たな人事の中で検討したいと、そういったお話がございました。それによってはまた来月、院長と出向かなければならないのかなと思いますが、そこにどういった役職、うちでいえば医員なのか、医長なのか、部長なのか、その辺の格付がどのようなかというのはまだ定かではございません。そういったことで、その辺ではその新しく3つが区切って、必ずそこに部長がつくとかというものではないと、そういったことでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号の質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成27年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、16ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

武田圭介委員の質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時57分

○委員長 増井浩一君 休憩中の委員会を再開します。

武田圭介委員の質疑を許します。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、予算について伺ってまいりますけれども、まず8日、交通安全推進に要する経費ということで、先ほど本会議の中の提案理由の説明では駐車場所有者に配付する看板等というお話でしたけれども、これ大体部数とか看板の本数的にはどれぐらいの数を用意しようかと今考えていますか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、看板でございますけれども、2種類用意してございまして、1つが立て看板になります。これは、足つきの立て看板でございまして、これにつきましてはまず20台、もう一点が立て看板ではなくプレート式、例えば駐車場の柵ですとか、もしくは建物の壁に張りつけることができるようなもののプレートでございまして、これを20台予定してございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この20台、20台ということで全部で40台なのですが、これは駐車場所有者に配付する看板ということですので、ある程度市内の中心部ということもわかるのですが、中にはちょっと郊外に離れたところにも居酒屋さんとか、そういうところがあるのですが、今の段階では市全域に対しての配付する総数という理解でよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 掲示する範囲としましては、市内中心部以外にも南市街、北市街にもお酒を提供するお店がございまして、そこに駐車場もございまして、これは全てになります。今回の20台と20枚になるのですが、これにつきましては今は冬期間であるということもございまして、またこれから周知をして、それぞれ掲示をいただくようお願いしていくわけですが、この中でまた必要枚数が少なくなったということであれば補正で対応していくようなことを考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 足りなくなれば、今今後も補正で考えるというお話があったので、それは理解したのですが、この看板って2つの方式があるのですが、どちらか1

枚を配るとか、駐車場の形式によっていろいろと違うと思うのですけれども、そういったようなものというのは何の調査もせずに回っている中でその駐車場を実際に見て、こういったような看板があるので、選択してどちらかどうぞというような形で渡すのか、ちょっと看板の渡し方としてどういうふうな渡し方でいくのかというのがわからないので、その辺もうちょっと詳しく教えてください。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今は2種類の看板等を用意しているわけですが、今後これから所有者のほうに打診をしていきまして、形状もこういうものですが、これからつくるわけですが、それを示しまして、今ほど言いました駐車場の大きさ、形によっては1枚ということではなく複数ということも想定してございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、駐車場を所有されている方に看板とかを配るということで現在予算を出されているのですが、やはり交通安全の推進に要する経費ということで飲酒運転の撲滅を啓発するという意味であれば、例えば市庁舎にスマートインターのときと同じように横断幕とかも一緒に作成の中の予算として出してくるべきではなかったのかなと思うのですけれども、その辺についてはまた別建てで何か考えているという理解でよろしいのですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、飲酒運転の撲滅ということ、駐車場所所有者ですから、文言としては飲酒運転撲滅ではなく、飲酒運転お断りというやわらかい言葉で掲示していただくことを考えてございますけれども、飲酒運転撲滅に関しましては今回条例のほうも制定しておりましたので、今後市の庁舎のほうにも懸垂幕を用意してございます。また、新年度の話ですから、これからということにはなりますが、新年度歩道橋に掲示することができないかですとか、またほかに旗とか、そういうものを用意していこうというふうに考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そちらのほうは、今後新年度予算等が出てくるというようなお話だということに理解しました。

次に、10日市民生活推進費で防犯カメラの関係でありますけれども、これは防犯カメラを正式に設置する場所というのはまだ市からお話をいただけていないので、新聞報道ではもう既に砂川市内の繁華街である柳通りにつけるといような記事が出ているのですけれども、一応確認ですけれども、今つける対象の地域というものを教えてください。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この防犯カメラにつきましては、まず4台というこ

とでございます。先ほどもちょっと説明させていただいたのですが、いろんな調査をした中で国道の西側、特に柳通りに設置する必要があるということであるわけですが、具体的な場所としましては、まず柳通りのアーチがございます。このアーチは、パンケ歌志内川、北側ですね。ここに2基あるのですが、そのパンケ歌志内川のところのアーチに2台、また今回この防犯カメラの設置につきましては、まず電柱には設置できないということで北電さん等の回答もいただいておりますので、そうなりますと支柱を立てるのかということにもなりますけれども、たまたまその通りにはそれぞれ柳通り商店会、正和商店会で商業街路というのがございます。この商業街路に北1丁目、あと南1丁目のところにそれぞれ1台ずつ設置する予定でございますし、この設置する場所が市のものではないので、一応この所有者と近隣の商店会さんには事前にお話をさせて、了解をいただいた上で設置する計画としております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 設置する場所もわかりましたけれども、今ほどお話もあつたのですが、実際に工事を始めて防犯カメラがついて稼働するというのは、今の市としてはどういうタイムスケジュールで考えていらっしゃるでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この補正予算が通ってからの手続になりますけれども、ここで大体金額が百数十万になりますので、市内業者で見積もり合わせを行いまして、それからその結果をもって発注ということになるのですけれども、ただここで設置するほかにも、電気を使って設置しますから電源の工事が必要になります。この電源工事をする場合には、今度は北電さんに申請をして許可というのがありますので、これには一月ほど多少時間がかかるというように聞いておりますので、具体的に設置できるのは手続をしても大体1月ぐらいになるのではないかな、1月の中もしくは末というふうに考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 実際に何か支柱を立てるとかというお話では、先ほどのお話ではなかったもので、多分カメラ自体をつけるのであれば、この降雪期であっても今ほど答弁であったように北電さんとの協議が調えば、多分すぐにはつけられるのかなと思うのですが、あわせて当然今回条例も先ほど通りましたし、こういったカメラがつくことについては一緒に周知もやっていかないといけないと思うのですけれども、当然工事をしていれば皆さん方から、外の目からは工事をしている様子が見えます。この中には、特に周知についての予算は上がっていないのですが、その辺については今回これ一体で出さなくても大丈夫だったのかなというところがちょっと心配でお聞きしたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この防犯カメラの周知につきましては、まず地域に

つきましては事前に了解を得ているということもございますし、またこのカメラ以外にもやはり飲酒運転しないのだということは今後も啓発していかなければならないと考えておりますので、この点につきましては市の広報、ホームページ等を利用して周知していきたいというふうに考えております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その辺の考えもわかりました。

今回は、これ今は4台分ということについているのですが、先ほどの条例のほうの質疑等でもありましたけれども、カメラの性能というのはピンキリだと思います。当然その目的がやはり犯罪の抑止とか災害の監視ですとか、そういったようなこともあると思うのですけれども、そのカメラを選ぶときに何らかの基準というか、いろんなよその自治体が使っているカメラとか、いろんな用途で使われているのですが、その辺の選定基準的なものというのは今内部の中でこういったようなものを考えていますか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、今は防犯カメラというのはいろいろ調べてみますといろんな値段がございます。ただ、その値段によってはやはり安いと余り距離が届かないというのもございまして、今回選定しましたのは1基当たり設置工事費も含めて約30万円ほどします。このカメラにつきましては、夜間でも大体30メートルほどは撮影できるものということと、やはり屋外に設置しますから、砂川市は今の時期のように雪も降りますし、気温も下がります。ということになりますと、やはり寒冷地仕様になっているものカメラということを経準にして選定してございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これからカメラを今4台とりあえず設置してつけていくということですが、4台で十分かどうかというのは、それは今後稼働してからまた考えることなのでしょうけれども、当面は今はこの4台のままでよくて、今の段階では予算を当然出してきているわけですから、特段すぐ近々にこのカメラの台数をふやしていこうとかという考えはなく、あくまでもこの4台を運用してから将来的にはまた別に考えるという理解でよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、今調査した中で4台ということですから、まずはこの4台で運用していきまして、またその状況を踏まえながら今後は検討していくということではございますけれども、やはり先ほども言いましたが、この防犯カメラというのはプライバシーの保護ということを最優先に考えなければならなく、必要最小限にとどめるということではございますので、今はこの4台ということでは考えてございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、北地区コミュニティセンターの管理に要する経費ということで、

先ほどの提案説明の中で、たしか除雪機が盗難に遭ったので、新規購入というお話だったと思うのですが、この経緯をちょっと詳しくお伺いしたいのですが。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この北地区コミュニティセンターの除雪機でございますが、実はことしの3月19日に盗難に遭いました。当時の状況としましては、ふだんは鍵のついた物置にしまっているのですが、3月の中旬ということで、雪解けも大分進んでいる状況で、駐車場もかなり狭い。市のほうでも除雪してくれているのですが、駐車場を広くするために管理人さんがあいた時間を見つけて除雪をしているわけなのですが、あいた時間を見つけてということになると、やはり相当遅い時間にもなりまして、どうしても暗い時間になってしまうということで、この二、三日、除雪していたということでございますが、この期間についてはシートをかぶせて、当然キーを抜いて、玄関横の奥のほうにスペースがありますから、置いていたわけでございますけれども、翌日盗難に遭ったということで、それで今回……この除雪機は平成14年の11月に北地区コミュニティセンターが開設して大体13年ほど経過していて、除雪機についてもここ数年は運営委員会さんのほうで管理を委託しているのですが、ここで修繕もしていたということもございまして、いろいろ協議を重ねてきたのですが、もともと市のほうで購入したものですけれども、今後どうするのだということで協議をさせていただいて、今回市のほうで購入するという経過でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 なるほど、3月に盗難があったということで、私がまだ議員になる前でしたので、ちょっとわからなかったのですが、そういう事実だったのですね。この盗難があってから、今後防犯対策についてどうしようかということは当然協議されていると思うのですが、それについて市民部の中だけで協議しているのか、それとも市全体で協議した事実があるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、今回コミュニティセンターの除雪機ということでございまして、まだこのほかに市民生活課でいいますと南地区コミュニティセンターがございまして、ここも同じように除雪機がありまして、その北地区コミュニティセンターの盗難の状況を受けて確認しましたが、やはり鍵のついた物置に置いているということでございます。あと、この検討につきましては市民生活課、あとは運営委員会のほうで例えば備品等の購入につきましては都度協議しながら決めていくということもございまして、この中で協議をしてきた経過でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ことしの9月に海洋センターのほうでも除雪機の盗難未遂があったというような報告を総務文教委員会いただいたのですが、そちらのほうは未遂で終わ

りましたが、やはり除雪機を転売するという業者さんというか、犯人グループが結構近隣にいるみたいですので、この辺の防犯対策というのはやはり市横断的にとっていただきたいというふうに思います。ですので、これから冬のシーズンになると当然除雪機というのは必需品で使うものですが、その分今ほど答弁されたように屋外に出ている時間も多いのかなど。最近、すごく荒っぽい盗難があって、本当に一瞬のうちに数人がかりでそのまま積んで持っていくというようなこともあると仄聞しておりますので、せっかくこれからまた新しいものも買うわけですから、これがまた狙われて盗難されてしまうとか壊されてしまうというようなことがあってはいけませんし、市のほかの部局でも同じような事件も未遂でしたけれども、あるということも考えれば、ぜひともその辺の連携をとっていただきたいと思いますけれども、最後にこの点だけお伺いして質疑を終わります。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 やはりそれぞれの施設には、それぞれの部署というところがございまして、そこでこの状況を踏まえて防犯対策を行っていくということと、あと先ほど私1点申し忘れてましたけれども、今回の市で除雪機を購入することに当たって、北地区のコミュニティセンターではやはり防犯対策も自分たちでしていかなければならないということで、まだこれは検討段階ではございますが、例えば夜間に人が近づいたらライトがつくようなものもつけていこうかという協議もしてございます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項戸籍住民基本台帳費、ご質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 本会議での提案理由の説明の中で、顔認証システムを入れるというお話があったのですが、これ具体的にどういったものを今想定されているのですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 この顔認証システム、今砂川市内においてもこの個人番号カードの通知カード等が送られておりますけれども、それぞれ本人の申請に基づいて今度は写真付きの個人番号カードというのが1月から順次交付されていくわけですが、手順としましてはやはりこれは厳格に本人確認をしなければならないというのが1つございまして、これはカードの交付要領もしくは総務省からも通知が来ていることでもございますけれども、具体的に言いますと、まずウェブカメラで窓口に来た方を写真撮影するのが1点、もう一つが今度個人番号カードを交付する際に本人確認するのですが、そのカードについている写真をスキャナーで読み込んで、あとこのそれぞれの写真2枚がありますので、これを機械的にシステムを使ってどれだけ一致する箇所があるかという基準がありますので、何点一致したということで本人確認をしていくというものになります。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、このシステムはあくまでもカードを交付するためにあるもので、何か役所にその手続をしに来たときに個人番号カードと照らし合わせる用途で使われるものではないということですか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これは、写真付きの個人番号カードを間違いなく本人に交付するというときの事務の処理として使われます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと理解がもし間違っていたら指摘していただきたいのですけれども、顔写真つきカードというのはたしか申請は任意で、強制ではなくて希望をされている方が受け取りに来た場合だけに交付されるものという理解でよろしいですよ。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 写真付きの個人番号カードは、本人の申請に基づいて任意でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今は、現在住基カードに顔写真付きのカードというのが交付されて、それが間もなくなくなりますけれども、たしか交付率が非常に低いということで、この個人番号カードも身分証明とか同じような用途に使えたり、もっと幅広い用途には使えるのですが、ただ最近の世論調査でもまだあるように情報の流出が怖いのですとか、そんなものは不必要だとかということで、余り一般住民の方には広まっていない。その中で、今この予算に上がってくる経費の中で顔認証システムですか、それもしかにも交付用にしか使えないものというのを予算化してきたということは、当然そういう申請がふえるようにということを考えていらっしゃるのだと思うのですけれども、住基カードで顔写真付きの公的身分証としての位置づけのものがふえなかったのに、個人番号カードでこれが急激にふえるとは思えないのですけれども、その辺の考え方の整合性というのはどういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、個人番号制度はこれから順次いろんな用途に使われていくということも想定されます。ただ、このカードの交付が1月から順次交付されますが、それは本人が地方公共団体情報システムという東京の場所になるのですが、ここに直接ご本人が申請しておりますので、今申請がどれぐらいなのかという状況は把握できてはおりませんが、今後においてはいろんな用途に使われることも想定して、あとただし厳格なもとに本人に交付するということからこのシステムを購入するわけですけれども、この費用につきましては全額交付税措置をされて購入するものであります。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 費用は、確かに全額交付税で措置されるかもしれませんが、もと

をただせば税金には変わらないわけで、やはりこういうシステムをもう入れるということになれば少しでも情報流出に気をつけながら、やはりこれからの利便性を考えて、公的身分証としての位置づけでこの個人番号カードの顔写真つきを交付してもらえるような取り組みってやっぱり必要だと思うのですけれども、そのことをこれから周知していただきたいなというふうに思います。

最後に、この件に関して1点お伺いしますけれども、ウェブカメラで写真撮影等をして顔認証をするということなのですが、先ほどの防犯カメラの例ではありませんけれども、これも顔を撮るということは画像がデータとして残るのですが、こういったデータについての扱いですね、あと。撮って認証した後のデータとかの扱いという、その何か取り扱う要領、手順等というものはあるのかどうかということをお伺いします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、取り扱いなのですけれども、一応先ほど私運用の要綱があるということでしたが、そこで窓口に来た本人には必ず事務の市の担当者が顔写真を本人確認のため撮影させてくださいということを伝えるということと、あとこの写真データは保存されません。この用途以外には使用しませんということを必ず伝えることになってございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のやりとりを聞いていてちょっと疑問があるのが、まず個人のそのカード、申請来的时候に写真はつけてくるのですよね、普通。その写真とその本人が一緒かどうかをその場でウェブカメラで撮って認証する。本人に間違いありませんという形をとるといようなことだと思うのですけれども、指紋とかだったら確実にその本人というのは確認できると思うのですけれども、例えばひげを生やしている人がひげをそってきた、よくそういう変化って顔ってあると思うのです。そのときに、見た目ということだと思うのです、このウェブカメラとの確認というのは。そういうときで、本当にその確認ってできるのかどうか。それよりも今ある指紋での認証とかということもよくあるので、その辺のところって確実性がちゃんとあるのか、確認する上で。そこをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、このシステムなのですけれども、日本製でありまして、一応このシステムは世界的にも高い評価を得ているということでございます。

あと、もう一点、例えばこの写真と来庁者を照らし合わせるのですけれども、その類似性というものを数字であらわします。例えば目の距離、目から鼻の距離だとか口という、こういう類似性でいきますので、ひょっとしたら見た目ですごく体格のいい方が後からやせたということになってもやはり目、鼻、口の距離というのは変わりませんから、やはりこれは世界的に評価を受けているということであるのは、それを踏まえた中でのシステム

だというふうに考えております。

あと、もう一つ、指紋ということでしたが、やはりこれはこのカードの中の情報としては住民票の4情報、住所、氏名、性別、生年月日、あとそのほかに顔写真というものがデータとしてございます。これしかこのカードには入ってございません。これをカードと来庁者本人とをシステムで評価する、比較するということになります。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。18ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、ご質疑ありませんか。
武田圭介委員。

○武田圭介委員 備品購入費で、提案理由の説明では児童用ロッカーの購入や移転に伴う経費ということだったのですが、児童用ロッカーだけで多分こんなにしないと思いますので、もうちょっと詳細を教えてくださいと思います。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 学童保育所移転に係る経費ということで備品購入費でございますが、現在南学童、中央学童で実施しております備品、使えるものはそのまま移行しようというふうに考えてございます。ただ、もう既に両保育所ともに実施しております10年程度経過してございます。かなり傷んでいるものもございまして、このたび新たに備品を購入しようとするものでございまして、児童用のロッカーのほか、掃除機、ストーブ、さらにはホワイトボード、そしてキーボードを購入する予定でございます。また、豊沼小学校につきましては南学童が1カ所から2カ所になるということで、新設分ということでDVDプレーヤーですとかパソコン、冷蔵庫の購入も予定しているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 どの3カ所になっても余りサービスがそれぞればらばらであっては困ると思うのですが、今新しく今度移ってできたところに新しい備品とかも更新して入っていくことになるのですが、そうすると今ある3カ所というのは施設の設備的には全てが平準化というか、サービスの同じようなものを受けられる境遇になるという理解でよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 3施設とも同様の保育環境を整備したいというふうに考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この点について最後にお伺いしますが、移転が全部終了して完全に落ちついて新しい施設の体制でいけるといえるのはもうすぐできるということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回移転に係る準備の経費ということで予算要求させていただいたところですが、この後年明けから春休みにかけて順次開設に向けて準備を進めてまいりたいというふうに考えております。移行につきましては、4月1日から実施したいというふうに考えておまして、引っ越しのほうは今のところ3月27日の日曜日を予定しているところでございます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。20ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、環境衛生費、補助金、負担金補助及び交付金についてお尋ねいたします。

この補助金についてなのですけれども、砂川市唯一の銭湯に対する補助金だとは思いますが、社会経済委員会でも若干の説明がございましたけれども、具体的にどのような補修、補助金であるのか、改めてご説明をお願いいたします。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回の補正につきましては銭湯滝の湯、これは唯一の砂川市の銭湯となっておりますけれども、このお湯を沸かす風呂釜の故障の修理費用の2分の1を補助するものであります。この銭湯には、風呂釜が2つありまして、平成13年、18年、それぞれ新しく設置しているわけですが、このような場合には北海道と砂川市に補助要綱がございまして、大体総体の費用の合わせて2分の1ぐらいの補助を受けて、あとの2分の1は営業主の方が負担ということになります。ただ、今回当初お話があったときには風呂釜に穴があいて、年数の経過とともに溶接などをして、お湯が漏れてきて、しのいできたのだと。そうなったときに、この2つの釜を新たに設置することを営業主の方は考えておまして、そのときに総体の費用が大体420万円ぐらいかかります。この中で、規定の補助金が北海道と砂川市を合わせますと大体200万円弱ということですから、あと残るものは営業主の方が負担しなければならないという状況で、今ちょっと営業主さんのほうでは負担できないから、どうしたらいいのだという相談でございました。その後この風呂釜を更新する場合には、営業を開始するのが年を明けた3月ごろになってしまうということが判明しましたので、ほかに何とか早く営業を再開できる方法がないものかということで、市と営業主と設備業者の3者で協議を進めてまいりました。この中で、設備業者さんのほうから今のあいている穴を塞ぐというのが1つと、そのほかに水圧が、釜に圧がかかるから穴があきやすいのだということで、今回新たに釜の負担を減らすために水圧を下げる機械というのも設置します。ただ、これは今回修繕ということになりますから、本来は北海道と市の要綱は新設する場合しか該当はしないわけですが、今回はこの

修繕の費用が約67万6,000円ほどかかります。ということですから、営業主さんと協議をしまして、補助要綱を今後改定して修繕費用の2分の1を砂川市が補助するという経過でございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、風呂釜の穴を塞ぐ抜本的な修理ということではなくて、あくまでも応急的な処置であるということによろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回は、このまま新たに更新するためには、来年の3月まで営業できない。いろいろ実態調査もしまして、実際自宅にお風呂のない方、中には車を持ってほかの温泉に行っている方もおりますが、知人の家に行ってお風呂を借りているとか、車がなくて、そういう方もいましたので、営業主さんと相談した中ではやっぱり早く再開したほうがいいだろうということで、今回は先ほど言いました新たな装置もつけましたので、今までのようなものは心配はないのですけれども、ただ営業主さんの考え方としてはここ2年、3年のうちにこれは今の制度の中で風呂釜を新たにしたいという考えも持っているということでございますので、今回この修繕にいたしました。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、今回の新たな装置の寿命とかは、ではその程度しかもたないものであるということによろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 今回の新たな装置というのは、新たな別な新しい釜をつけたとしてもその機械はそのまま使用できるということでしたので、このような内容にしております。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、新たな大規模な本格的な修理が始まったとしても今回の装置についてはそのまま活用していくということで、廃棄するということではないということですね。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 そのとおりでございます。

○委員長 増井浩一君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、最後にちょっと確認したかったのですけれども、先ほどもお話ありましたけれども、車等で移動できない方も結構利用されているというお話もあったと思うのですけれども、そうした公衆浴場というのが公の施設、公益性のある施設だと考えられますけれども、公衆浴場に対する市の考え方みたいのが何かあればお示しいただければと思うのですが。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、公衆浴場ということですから、やはり公益性が高いということで、運営費なのですけれども、これは北海道と砂川市から毎年20万円ずつ、合計40万円運営費を出してございます。ただ、このお風呂の料金もやはり公衆浴場ということになりますと、北海道に届け出をして運営費はいただけるのですけれども、やはり金額をこれは道内統一の料金でやってくださいというのが条件でございますので、これは公益性が高いものですから、また今後新たな修理というのがもし仮にあったとしたときは、また状況を今回のように踏まえて、営業主さんとも協議した中で対応をしていきたいというふうに考えています。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。22ページ、第6款農林費、第1項農業費、ご質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほどの提案説明の中で、離農や経営転換した農業者の方が中間管理機構に農地を出した場合にその協力金の話があったのですけれども、提案理由の説明の中では対象者や対象面積の増加というようなことで述べられていたのですが、それは具体的にどれぐらいの人数でどれぐらいの面積がふえているのかというのをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 当初予算で計上されているのが109万8,000円でございます。これにつきましては、離農をする農業者が1件、それと経営規模を縮小する農業者が1件ということでございます。今回、それが春の時点でしたけれども、ことしの耕作が終わりまして、来年度からはもう耕作をしない、離農をするという農業者が4件ございます。当初の予算で計上しておりました経営規模を縮小したいという農業者、この方は経営規模を縮小してことし1年農業をやりましたけれども、やはり厳しいということで離農をするということで、この農業者の方が1件離農ということになります。面積的には、当初見込んでおりました面積が7.25ヘクタール、補正を含めたことし、本年度の事業が合計で22.67ヘクタールでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 砂川にとってもやはり農業というのは大事な産業でありますし、この中間管理機構に移譲したということで、中間管理機構のほうで多分借り手のほうを見つけてきてくれると思うのですけれども、これは当然こういったような形で協力金が支払われる段階では、もう引き継ぐ方というのは全て決められているという理解でよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構というところが事業を実施しておりますけれども、砂川市で事業の一部を委託されておりますので、

細かい事業については砂川市と砂川市の農業委員会で実施しております。その中で、この今回補正に上げている方、全ての農地につきましては全て受け手がもう決まっているような状況でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然こういうふうな形で移行されて、耕作放棄地にならないことはいいことなのですが、必ずしも受け手になる方が地元、砂川市の方であるとは限らないと思うのですが、その辺の状況というのはどういうふうになっていますか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回の受け手の方は、全て砂川市内で農業を実施している方でございます。農地中間管理事業につきましては、管理機構のほうで年に2回、受け手の農地を借りたい人、農業者、この方の募集をしております、この募集に応募しておりませんと農地中間管理事業で農地を借りれないことになっております。現在砂川市内の農地を借りたいという希望、募集に応募している方でございますけれども、市内の農業者で35名、市外で1名というふうになっております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちなみに、全体では当初予算から含めて22.67ヘクタールになったのですけれども、この今回離農されたとか経営規模を縮小された方というのは、地理的には砂川市全域に散らばっているものなのですか、それとも特定の地域に固まっているというか、偏っているというような傾向が見られるのですか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回6件の離農の農家さんがいらっしゃいますけれども、地域的に見ますと東豊沼、北光、袋地と全般的に散らばっているのかなというふうに思っております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 なぜ地域を聞いたかという、ある程度地域によってとれる作物、皆さんがつくっている作物というのが対象が大体同じようなものをつくっていらっしゃるのですけれども、場合によってはもしかしたらそういった作物を出荷しても値崩れを起こすとか、なかなか自分の収入に作業と収入のところが合わないからというような理由もあるのかなと思ったのですけれども、その辺というのは今は市の立場ですね。農業委員会ではなく、市としてはどのように調査をされていますか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回の離農をする農家さんが主に作付していた農作物としましては、米がやはり多い傾向であります。そのほかにソバ、タマネギというふうになっておりますけれども、収入がなかなか思うように上がらないから離農するというよりは、やはり高齢というところが主な要因かと思っております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今まさに答弁に出てきたのですけれども、多分後継ぎの方がいない、農業に従事されている方が高齢化しているというのは非常に大きいと思うのですが、今後このままですと今までも議会でありましたように砂川市の農業者の平均年齢ですか、従事している方の年齢というのが高くなってきているものですから、どんどん、どんどんこういった集積が行われていくのかなというふうに思うのですけれども、そうなった際には大規模化の利点というのも出てくるのかもしれませんが、1つ大きな間違いをしてしまうと大きく経営にも影響を受けて、そこがぽっかり穴があいてしまうと今ある農業がよりダメージを受けてしまうというようなこともあるので、こういったようなことはもうそれが顕在化してから対策をするというのは非常に危機的なものになりますから、年々こういうふうにやはり経営環境が厳しいと行って離農をされていく方がいると思うのですけれども、この機構集積、最もかくもやはり農業が砂川にとって大きな大切な産業である、またこれからも可能性を秘めているというようなこともあわせてこの事業と一緒にやっていかないといけないと思うのですが、その辺の考えを最後市にお伺いをして質疑を終わります。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 大規模化ということで、最近高齢化で離農農家がたくさんふえている、それらを受けるのが地域の担い手ということになりますけれども、地域の担い手につきましてもなかなか基盤整備だとか、そういう農地の整備が実施されていない状況から、なかなか受け手も見つからないという厳しい状況もございますけれども、今後につきましては担い手が農地を受けやすい体制づくり、それとまた高齢でも一部の農作業を何とか補助してあげればまだ続けられるという方もいらっしゃると思いますので、それらを補完する農作業の受託組織の支援だとか、そういう形で今後砂川市の農業の発展の政策を検討してまいりたいというふうに思っております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今回機構集積協力金ということなのですけれども、この機構集積協力金というのは地域に対する支援と個々の出し手に対する支援、2種類あるのだらうと思うのですけれども、今回の6件というのはどちらのほうになるのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 個々の農業者に対する支援になります。耕作者集積協力金と経営転換協力金の2種類でございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今のやりとりの中で、年2回借りたい人を募集していて、その人がいないとこの制度が活用できないというようなお話があったように思うのですけれども、そこをもう一度お話しいただければと思うのですけれども。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 農地中間管理機構という農地中間管理事業を実施している事業主体でございますけれども、そこで年2回、5月と9月に借り受け希望者の募集をしております。この募集に応募していませんと中間管理機構、管理事業の農地を借りることができないということになっております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これは、地域に対する地域集積協力金に対しても同じことになるのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 地域集積協力金も農地中間管理機構に貸し付けられた農地の面積に応じて給付金が給付されますので、農地中間管理事業を実施しておりませんとこの給付金の対象にはならないということでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 借り手が確実にわかっていないと、地域であってもこの協力金を受け取ることにはできないのかという質問なのですけれども。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 農地中間管理事業を活用して離農をされる農業者の農地を一時中間管理事業が借ります。その中間管理事業が借りた農地を地域の担い手に貸し付けられた場合に協力金が交付されますので、その農地の移動が完了しなければ協力金の対象にはなりません。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 個々だとすごくわかりやすいのです。つまり私もう離農するのだけれども、誰かここに借り手がちゃんと決まっているのでという、中間管理機構がどんな役割を果たすのかって、ちょっとわかりづらいですよ、それって。でも、地域としてなのです。私何でこんなことを言うかという、いやいや、うちの地域、そういうところがあるのだけれども、全然こういうことを知らなかったと、情報がなかったということを知られて、今今回の個々だというのがわかったのですけれども、地域としてだとなかなかそこが難しいところだなと。地域としてまとまって中間管理機構にと言うなら非常にわかりやすいのです。でも、借り手がちゃんと決まっていなくてそこは出ないというのが地域も同じなのかどうかを聞きたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 地域集積協力金がありますけれども、これは個々の農家さんが借りた面積、例えば東豊沼地区だとか、その地域の中に個々でそれぞれ中間管理事業を実施した農地の面積がどれぐらいあるか、これに対して協力金が交付されますので、地域が借りるということではないです。あくまでも農地は農業者が借りるわけですから、地域で借りますよということではありません。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。そうすると、この2つ、今は地域集積協力金というのは2つあるのですけれども、地域に対する支援というのと個々の出し手に対する支援というのが2つメニューがあるのですけれども、これはそういう借り手もちゃんとわかっていてという場合のときに両方協力金として出るというふうに考えていいということなのですね。

○委員長 増井浩一君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 そのとおりでございます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。24ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

武田圭介委員の質疑は、休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時59分

○委員長 増井浩一君 休憩中の委員会を再開します。

武田圭介委員の質疑を許します。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、JR砂川駅設備改善事業に要する経費ということで277万6,000円上がっているのですが、バリアフリー化とか、いろいろと説明があったのですけれども、もう少し詳細をまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今年度の9月16日にJR北海道さんのほうに正式にこの改善協議ということの申し入れを行いまして、受理されました。続きまして、今年度この続きとして行うものにつきましては砂川駅構内の調査及び課題の整理ということともう一つが利用者調査でございます。この利用者調査というものは、どのくらいの方が利用されていて、そしてその中で特徴、例えば年代、それとかどのような特徴、例えば大きな荷物を持っている方がどのくらいおられるだとか、あとは駅を利用する方が例えば病院のほうに、どちらにどのくらいおられるのだとかというようなことを調査して、設置したいと考えているエレベーターのサイズの参考資料にさせていただきたいというようなところのこの2つを調べていきたいというふうに今年度は思っております。次年度以降につきましては、それらの調査をもとに、どのような形でエレベーターが砂川駅構内に設置できるのかというのを具体的に何タイプかJRさんと協議していきながら、相手あることでございますけれども、できれば1年でやりたいなというふうに今考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 調査の内容はわかったのですが、この砂川駅構内調査というのは構造的なものを調べる調査ということでよろしいのですか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 駅調査というものは構造でございます。まず、やるものは今既存でございますホームを渡る跨線橋、それからそれぞれありますホーム、それから埋設されている電気通信のケーブル、それから軌道の状況等でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今のお話を聞くと、エレベーターの設置というのはほかの議員さんも聞いていましたし、市民の皆さんの声からも上がっていることなのですけれども、それとは別に先ほどの提案理由の説明でホーム云々という、多分風除室だと思えるのですけれども、その辺の話というのはこの調査の今回の中には該当しないということですか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 ちょっと説明が足りませんでした。エレベーターと風除室を設置する旨の要望を9月16日に行いまして、それらを設置するために行う調査でございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 確認ですけれども、そのための砂川駅構内調査で、建物、跨線橋の構造ですとかホームの形状とかいろんなケーブルとか、そういったようなものを調べる調査ということでよろしいですね。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 そのとおりでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、先ほどのお話でエレベーターのほうがずっと重要なテーマとして上がっていたので、エレベーターのお話があって、できればこちらのあくまでも希望で、相手のあることですが、できれば次年度以降早期、1年以内につけたいというお話がありましたけれども、この風除室のほうというのは今ほど一緒に調査をされるということでしたけれども、これも同時期を目指して行っていこうという考えでよろしいのですか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今年度駅構内の調査をさせていただきまして、次年度以降からはエレベーターをどのような形で砂川駅構内に設置できるのか、今のところ具体的に考えているものは今の既存の跨線橋にエレベーターがつけられるのかどうなのか、それとも自由通路にまたつけなければならないのか、それとも新たな跨線橋を新設しなければならないのかというようなところまで発展して検討しなければならないのかなというのが今ちょっと頭の中にあるところでございますが、そういうものが出てきますと、例えば新たな跨

線橋をどこにつけるかによっては風除室の位置も動きますので、これらは一体的に考えなければならないというふうに今は考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 決して揚げ足取りではないのですが、言葉の中で自由通路につける場合もというお話が出てきたのですが、そうすると当然駅の改札口とか、そういったようなものを動かさなかったら、何が言いたいかという昔議論された橋上駅の話につながってくると思うのですが、その辺まで踏まえての今回JR北海道さんに対する申し入れと調査に至るといっても含まれているということによろしいのですか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 現在の考え方では、駅のホームの改札口のところまでは考えてございません。あくまでも今ある施設を有効に使いながら、効率的でできた後も使いやすい施設がどのような形でできるかということを検討したいという考えで協議を進めていくところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、いろんな考え方、選択肢がある中の調査の項目の一つということですね。先ほどその調査をすると言ったときに、砂川駅の構内調査ともう一つ、利用者の調査をする。年代ですとか、特徴ですとか、病院に行くかどうかという調査もするということだったので、この調査というのは実際具体的にアンケートか何かをやろうとしているのか。それとも、通行量調査と同じように人がいてカウンターでやっというところ、カウンターではかかっていくような調査をしようとしているのか。なかなか正確な数字を出すというのは難しいと思うのです、特にどこに行くかということになると。その辺については、今後エレベーターとかバリアフリー化をするための基礎資料として使いたいということですから、できるだけ正確な調査をしていただきたいのですが、その辺についてはどういった調査を考えていますか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 駅のホームでは、駅を利用されている方の特徴を観察させていただきながら数量をとらせていただきたいなと思っておりますし、改札口で出てこられた方につきましては、どちらに行くのでしょうかというような聞き取り調査もあわせてやっていきたいというふうに今は考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、この今回上がっている予算の中でそういう聞き取り調査を行うということは、当然そこに人が何らかの形でいないといけないわけですが、それは専門の業者さんというか、そういったような調査を専門としているところにお任せする、そのための委託料もこの中に全て含まれているということによろしいですか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回初めてJRさんと正式に協議が調いましたので、駅の構内の中で調査をさせていただくということでございます。それで、当初は私ども職員だけでもできるのかなというふうには考えたのですが、やはり営業中の路線でございますので、専門の業者さんとうちの職員とがまじりながら、そのようなところでご迷惑をかけないような形で調査したいと考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その調査結果をもとに、今後実際に事業を実施するかどうかというところに行くと思うのですけれども、その1つ前の段階として、例えばこの調査結果について議会の社会経済委員会で報告があるとか、そういった我々議会に対しては、もう実際に実施のほうに入ってから予算として出てくるような形に今後進んでいくのか、それともその前に調査結果といったようなものを議会に報告されるような形にはなるのかどうかというのをお伺いしたいと思います。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今回調査結果といたしまして、アンケートの中身につきましてはいずれも、新年度になるかと思いますが、委員会さんのほうにご報告させていただきたいと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この項目、最後の質疑ですけれども、仮に調査結果を終えて議会での報告も踏まえて、今後どのような形でエレベーターを設置できるかということなので、非常に前向きに事業を考えていると思うのですけれども、先ほどはできれば1年以内ということがありましたけれども、手続的なものを含めてタイムスケジュール的なものとして予定されているこれからの流れというものを今の段階でわかるところまで教えていただきたいと思っております。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今年度の補正予算で調査をさせていただきまして、次年度からはその調査結果をもとに工法の検討をさせていただきたいと思っております。その工法の検討が1年で終わるのか1年ちょっとかかるのかというのはございますが、その後に決まった工法での実施設計というのが約1年ぐらいかかるだろうと。その後にJRさんと協議させていただいて、工事の着工というような手続になる予定でございますが、その年度につきましては相手さんのほうのご都合もございますので、ちょっと今のところではまだ言えるところではないところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今の質疑で大体難しいなというのがわかってきたのですけれども、そもそもこの調査委託というのはどこに、業者さんを言わなくてもいいのですけれども、職員だけでやろうかと思ったのだけれども、どうも手伝いが必要だということで270万予算に

なっていくのだろうと思うのですけれども、どんなところに委託がされる予定なのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 JR北海道さんの駅、設備等の改修を専門にやっておりますコンサルさんを今予定しているところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そもそも何で全部こっちでやらなければいけないのかなというふうには思うのです。何から何までもみんなこちらでやるというような感じですよ、今のところ。つまりJRは、今のまんまでも全然いいと、もし何かやるのだったら全部あなたのところでお金を出しなさいというふうな形なのか、今は。そこをお伺いします。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 去る9月16日にこの今回の協議を申し入れてきたところでございますが、JRさんのほうでは今やらなければならない駅構内の対策というものはバリアフリー法の関係で、日利用者が3,000人以上の駅をまず当面これをやっていかなければならないのです。その対象が12駅ほどあるのですというところで、まずそちらを重点的にやっていきます。それ以外でも必要があれば、国の制度ではなっているのですから、今回砂川市さんのほうの協議についてもお受けしますというようにところで今回受けてもらってきたところでございます。JRさんのほうにしてみてもやはり砂川駅の利用者というものは、この地域の中ではあるのだというようにところで、エレベーター化すれば、そういうものについての有効な手段だなというふうな位置づけはとっていただけてはいると思いますが、社内の中での位置づけとなれば現状今JRさんのほうでもやらなければならないことは多々あると思いますので、そんなに優先順位は高くはないのかなというふうには受け取っております。ただ、そういうような状況で砂川市が今エレベーターが必要なのだというような状況でございますので、積極的に私どものほうから動いていかなければ、なかなかそのようなところでも、また工法的にも非常に条件的に難しいところでございますので、そのようなところでもきちんと見定めていくためにも砂川市のほうで予算化してきちんとやっていかなければならないと考えておりますので、今回予算要求させていただいたところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 どこで判断するかというのは、非常に難しいのだろうなと思うのです。簡単にエレベーターがつきそうでありながら、つきそうもないという、もう長年のいろんなことですけれども、今の跨線橋のまんまでつけられるのだったら、多分こんなに委託料をかけて調査をしていかななくてもいいのだろうと。多分それがだめだから、どういう工法がほかにあるのかということやるのではないかなというふうに想像するのですけれども、先ほどのそれこそやりとりの中で自由通路からのということも委託の中に入りそうなので

すけれども、これ自由通路を使うとなれば改札の問題が絶対出てくると思うのです。自由通路からエレベーターでもし駅までおりられるのだったら、これは一番簡単な方法だと思うのですけれども、しかも自由通路というのはそういうふういつでも穴があげられるような設計でやってきていたと思いますので。ただ、そうなる絶対プラス橋上駅ということになっていかないと、やりようがないのかなというふうには私は思うのですけれども、そこまでの委託料で委託をやって、一つの工法として考えていく可能性があるのかどうか。その自由通路のことについてちょっとお伺いします。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 自由通路にエレベーターをつけるということは、水平部分の今の自由通路を一部セパレートさせていただいて、跨線橋としての機能と自由通路というものを分けて使うということで、その自由通路の今の幅のうちの幾ばくかを跨線橋として使う。ですから、改札は全然考えておりません。エレベーターを上がって、そのまま横移動してもらって、またエレベーターでおりていただくというようなことも一つの方法としてはあるのかなというふうにして今考えている協議しなければならない案の中の一つなのかなというふうには考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 詳しいことは、どこかで図面も出てきたり、多分実施設計に入る前には幾らぐらいかかるのか、この工法が幾らぐらいかかるのかということも出てくるのだと思うのですけれども、今のお話でいくと自由通路をどこかで何メートルかは、これは多分駅構内の跨線橋だという位置づけにするという考え方の一つなのだろうと思うのですけれども、それはそれでいいのかどうか。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今小黒委員さんの言われたとおり、駅構内、跨線橋の一部として、今の自由通路の一部を駅の跨線橋として使うという考え方でございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 すごい案が出たなと思うのですけれども、そもそも自由通路、今こちらのほうでも話ありましたが、市道認定されていて、その市道の一部を駅構内、つまりJRに上げてしまうかどうかという話ですよ。つまり駅の改札を入ったら、そのまんま自由通路がJR側の跨線橋になってエレベーターがつくというような話なのだろうと思うのですけれども、それって本当にやれる工法なのかどうかという確認はあるのですかね。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 ただいま自由通路は、幅6メートルで市道でございます。当然補助金をもって整備させていただいているところでございますが、そのような場合につきましては、ちょっとこれはまだ未確定な部分でございまして、工法の検討としてみれば歩道、車道の幅員を狭めて、その一部を跨線橋として使わせていただくということも

可能だというふうな方法もあるということをお聞きしておりますので、検討の一つとして私どもは考えてみたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何か最初の話でいくと、もうその1年ぐらいで何とかやりたいという話が出てきていて、そんなに早くできるのだと思ったのですが、実はまだ優に3年はかかって、できるとしてですよ。でも、これ実際設計が始まって、その工法でやったときに幾らかかかるかということによっては、市長も公約に掲げられているけれども、市長判断でこれは無理かもという可能性だって十分あるのだらうなというふうに思うのですけれども、ここで私が言いたいのは何で風除室も一緒にしてしまうのかなと思うのです。ある程度風除室は移動が可能だと私は思うものですから、本当に冬は大変です。しかも、上り線のホームですよ。できれば、ここを対にしていってしまうと本当に何年たっても、もしかしたらエレベーターはできないかもしれないという可能性も十分あると私は思うので、どうしても風除室とエレベーターが対でないとJRは話に乗ってくれないのかどうかちょっと確認させてください。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 先ほど説明させていただきました風除室の位置でございますが、これは今後設置するエレベーターの取りつける工法の場所によっては変わるという意味で、一体でやっていこうというふうに今は考えていたところでございます。それは、正直なところそうでございますが、今後につきましては今言われたとおり1回設置して、また動かすということも含めて、時間がかかるようであれば、そのようなこともJRさんとは協議していきたいと思っておりますので、ちょっとまだやっていないから何とも言えませんが、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ちょっと安心したのですけれども、そのとおりにやってほしいなと思うのは、あのホームはよく見ると難しいホームですよ。幅が余りあるようでないのです。駅の階段をおりてすぐのところは結構広いのですけれども、その先へ行くとレールの柱みたいのがいっぱい立っていて、なかなか風除室を置くスペースがないのかなと実は考えていたのです。ですけれども、階段からすぐおりたところであっても1カ所ぐらいはぜひ風除室が欲しいなというふうに思うものですから、さっきのエレベーターと対にしたら本当に3年は絶対かかってしまうだろうと思うので、風除室をやる気があるのだったら、なるべくそこを切り離していただいて、今課長がおっしゃられたように早く風除室をつけてあげてほしいなというふうに思うのですけれども、その辺の可能性、結構大きいかどうか最後に聞かせてください。

○委員長 増井浩一君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今委員さんからお話がありましたとおり、札幌のほうに向かう

ホームの幅は、ホームの幅としては余り広いほうではないというふうにJRさんから言われておりますし、そこに風除室をつけるとなったら、そう幅のとれるものでもないかもしれないということで、機能的に人が座ってまで中で動けるような風除室となるとなかなか難しいというお話は内々協議の中でちょっと出ております。でありますので、できればそういうのも一体的にきれいにおさめるのであればという思いで先ほどお話しさせていただいたのですけれども、ただ今後につきましてはちょっとその辺はまだ難しいところがございますので、もう少しお時間をいただきながら検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。26ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ご質疑ありませんか。武田圭介委員。

○武田圭介委員 大学入学奨学補助金についてお伺いいたしますけれども、当初これは総務文教委員会等で新しい砂川高校支援策ということでお話があったときには、来年度からの実施ということだったと思うのですけれども、これをちょっと前倒した経緯というのを教えていただきたいなと思っております。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今ほどお話があったとおり、来年度より今現在実施しておりますサテライトに加えて実施をしてみたいということで総務文教等でもお話をしたところですが、今いる既存の在校生におかれましても今後生ずる実績が見込まれるものについて、前倒しで何とか今いる在校生にも少しでも支援ができないかというところで協議を進めまして、それで今後実績が見込まれるものについて前倒しで実施をしてみたいという、そういう予算を計上したところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、1人当たり10万円ですから、今15人分の予算を多分出していると思うのですけれども、進学の実績というか、これは実際には合格しただけではだめなのですよ。入学した者に対して支給されるということですから、入学は必要になるのですけれども、この人数がふえた場合には今年度であっても補正予算でまたこの追加分を出すということでよろしいでしょうか。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 やみくもに予算を組んだわけではございませんので、当然学校のほうに協議をしまして、今希望がある生徒につきましては10名から十二、三名ということを知っておりますけれども、15名ということで、今後また4年制の大学に進みたいという方も出てくるかもしれませんので、15名というところで予算を計上いたしまして補正予算としているところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 少し余裕を見て予算を組んでいるということですが、場合によってはこれがどういった波及効果を及ぼすかわかりませんが、インセンティブになって、ほかにもうちょっと若干ふえるというような可能性がなきにしもあらずですので、その場合には多分補正予算をまた別に組んで対応されるのだなというふうに思うのですが、ここで確認なのでありますが、あくまでもこの対象となる生徒さんは一般入試に合格をされた方であって、推薦入試は対象には含まれないということの理解でよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今ほどのご質問ですが、推薦入試についても対象といたしたいと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、当然砂川高校にも指定校推薦もありますし、対象の今の希望者が10名から12名ということでしたけれども、例年の合格実績等を考えるとこんな数ですかね。もうちょっと多かったような気がするのですが、当然この前倒しをすることに当たっては砂川高校とも協議をしたと思うのですが、その辺というのはいかがでしょうか。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今ほどご心配いただいたところでございますけれども、砂川高校と協議をしまして、来年、28年度大学に進学する予定ということで、当然予算を組みますので、学校と協議したところ、この人数ということになったところでございます。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、大学入学奨学補助金ですが、4大に限定されているものなのですかね。つまり専門学校とか、そういったところは対象外というのわかるのですが、短期大学ですとか、そういったところもあると思うのですが、そういったところは対象外になるということよろしいですか。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今のところ4年制というところで考えておりますけれども、4年制以上というところで獣医だとか、6年制の大学等もあるというところで聞いておりますので、そういう事例が生じた場合については都度協議をして対象にしていきたいと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 都度協議をすると。6年制の大学とかによって、またこの額が変動するという意味なのではないでしょうか、その都度協議すると言った。そのところをもうちょっと説明していただきたいと思っております。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 今回の補正に関しましては、そのような大学に進学するというお子さんは聞いていませんので、これについては4年制というところですが、今後28年度新たに進めていく場合につきましては、そういうお子さんが出た場合については都度協議をして検討をしてみたいと考えております。

○委員長 増井浩一君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その都度協議するというのは、この1人10万が増額されるという意味ではないということですか。

○委員長 増井浩一君 学務課長。

○学務課長 大西俊光君 基本的には、4年制以上10万円という区切りをつくっております。お一人10万円というところで、10万円を増額するという協議をするということではございません。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第3項中学校費、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。第4項社会教育費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、歳入に入ります。8ページから14ページについて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成27年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど総括質疑もしたのですけれども、今回いわゆる要支援1、2の方々に対しての介護保険から総合事業でしたか、そちらに移行するということだというふう

に思うのですけれども、要するに法の改正によって訪問介護、ホームヘルパーさんたちということになると思うのですけれども、それとデイサービスですよね。その方々、要支援1、2の方々、今回移行するに当たってどのぐらいの比率というか、現在の既存の事業所にも行かれるというようなことも先ほどの提案説明の中で言われていたもので、どんな変化があるのかちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 要支援1、2の方の通所介護、訪問介護ということでございますが、月ごとの利用実績というのをこちらで押さえてございまして、訪問介護、予防給付ですね。予防給付の中で、訪問介護につきましては10月の利用者、利用件数で月で40件、ほぼ40件と申しましても人数と大体同じというふうに押さえてもよろしいかと思いますが、また通所介護につきましては同じく10月の利用件数が168件ということになってございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまりその方々が介護保険ではなくなるということになるのですけれども、その新しい事業がいろいろでもないけれども、ありますよね。こちらのほうにみんな移行されていってしまうということなのか、その辺の割合はどんなものなのかをお伺いします。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この総合事業につきましては、基本的にはことしの4月から移行ということでございますが、3年間の猶予期間がございます。この3年間の猶予期間を通じまして、全市町村が総合事業に移行するというところでございまして、今回訪問型のサービス、新規で1つ立ち上げましたが、既存の訪問介護の事業所、通所介護の事業所のサービスをこの3年間につきましては新しい総合事業の訪問型サービス、通所型サービスとみなして、これまでと同じ条件で利用することも可能だということでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 可能だというのは、以前からそういうふうには思っています。ただ、砂川の場合はそれを前倒しというか早く、来年の1月1日からやるというのがこれまでの議会でのお話だったのですけれども、1月1日からはつまり訪問介護でいえば40件、通所介護であると168件、この方々がどういうふうになるのか、1月1日から。そこをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 このお使いになられている方々、予防給付のサービスの計画につきましては、地域包括支援センターがその計画を作成するわけでございます。地域包括支援センターでプランを作成するときに、その方、その方、必要なサービスというのをケース・バイ・ケースで判断をしてサービスの提供を受けていただくということになり

ますので、今までどおりのサービスが必要であるというふうに判断されれば、これまでのサービスをお使いになっていただくと。また、今回新たに訪問型のサービス、1つではございますが、新たなサービス、これは社会福祉協議会の実施による市民ふれあいサービス、訪問型のサービスでございますが、これは家事援助、生活支援のほうが中心となってございます。訪問介護には、身体介護と生活の援助と両方ございまして、その身体の介護、介助が必要だということでありまして今までどおりの事業者の方のサービスになろうかとは思いますが、一部訪問型、新たなサービスで対応できるものについては、当然そのサービスを提供する側のボランティアさんの状況にもよりますが、うまくマッチングができた場合は一部新たなサービスを使っていただくという場合もあろうかと思えます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり今回は、訪問介護の身体介護を除いている、例えば食事の世話をしてもらったりとか掃除をしてもらったりということについてのみ、予算が移行していくというふうに考えていいものなのかどうかなのです。それ以外のものは、介護保険の中でやっていくという予算なのかどうか、そこを確認したいのですけれども。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 生活支援の部分につきましても社会福祉協議会さんのボランティアさんにも人数的な制約もございまして、生活支援が全てこの1月から100%移るのかということについては、ちょっと現実的には難しいのではないかとは思いますが、徐々に移行できるものは移行していくというような考えで、新年度に入りましたら新たな訪問、通所型のサービスの提供に係る協議の場を設けまして、砂川市内ではどのような訪問型、通所型のサービスが必要なのか、またそれに対して提供できる事業主体というのはどういうところがあるのかというのを把握しながら、新たなサービスの開発につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 現実的に言って、庁内でも砂川市民ふれあいサービスというこの冊子ですけれども、これを各戸に配りました。これは、まさに今現在社会福祉協議会がやっている事業内容だと思うのですけれども、私は余り利用度がなかったように、これまでですね。なかなか利用してくれるところがないのですという話を聞いたことあるのですけれども、これまでの実績というのは大体把握されているのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 社協さんからいただいた資料によりますと、26年度の実績でございますが、提供する登録しているボランティアさんの数が31名というふうにお伺いをしてございまして、26年度中で派遣している回数が375件の475時間というのが評議員会の資料の中でも出てくるのですが、そういった実績となっております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これが今回の予算で、先ほどの訪問介護の今専門家がやっているものが移行していくということが言えるのだろうと思うのですけれども、この今の実績から相当ふえていくというような予測なのでしょう。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 この社会福祉協議会さんの提供するサービスの中身が全てお宅にお伺いをして食事のお手伝い、調理ですとか、あとお掃除というような部分もありますが、病院の付き添いのようなものもあろうかと思えます。今回の訪問型につきましては、介護の給付の代替といえますか、サービスになりますので、この中で訪問して食事の調理ですとか掃除というのは、これが全てというわけではございませんので、このうちのちょっと中身の内訳につきましては手元に今資料ございませんが、この中の一部が移行する可能性があるというところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これがうまくいってもらわないと、まだ2年、3年ぐらい期間はあるにしても、今まで専門家がやっていたものは違うほうになるべく移行してくるのだということになるのだろうと思うのですけれども、なかなかボランティアさんで、今までプロがやっていたことですよね。特に介護保険の中ということになれば、それこそホームヘルパーの資格をちゃんと持った人たちがしっかりとやってきた、要支援の方々についても。今回は、デイサービスのことについては、もうちょっと後にいろいろなことを考えていくということなのでいいのですけれども、その訪問介護ということについてだけ言っても、幾らいろいろなボランティアさんがいると言っても、これプロの方々がやっていたものをなかなかそっちにずっと移行できるというふうには私は考えづらいのですけれども、どのぐらい予測されているのでしょうか。この予算では、なかなかその人数的なことがちょっと私にはわからないのですけれども、市民ふれあいサービス事業の補助金というのが6万9,000円ですね。本当にごくごく一部なのかなというふうな気もするのですが、その辺はいかがなのでしょう。ちょっとそこを聞かせてください。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 こちらの部分については、先ほどもご説明したとおり、本年4月からの移行ということで、道内でも4月から移行した市町村というのが3市町ほどしかございません。まだほとんどの市町村がこれからということで、新たなサービスの開発もそれぞれの自治体、これから開発していく。既存のものを転用できれば、それはそれでよろしいのかなとは思いますが、これからのお話ということになろうかと思えます。ただ、今回社会福祉協議会さんのふれあいサービスを使わせていただくと、連携してやっていくということにつきましては大体月、マッチングの部分もございます。サービスが必要な方と提供していただける方がうまくマッチングできればというようなこともありますので、月大体ボランティアさんとしては2名程度ぐらいの部分でまずは始めていきまして、

どのような形でうまくサービスが提供できるのかというのもございますし、やはり身体介護ということになりますと通常のボランティアさんというのは少し難しい部分もあろうかと思えます。国の説明では、今専門の訪問介護の事業者さんのヘルパーさんに身体介護もしていただくと、生活の援助もしていただくと。そういった部分で人材が不足しているので、身体介護という専門的な技術、知識を要する部分は今の事業所さんに基本的にお任せすると。生活支援の部分で、ボランティアさんなり、その他の担い手が対応できるものについては市町村で開発していく、検討していくと。そういった考え方があるというふうに私ども聞いておりますので、そういった部分でそれぞれのまちでできるサービスを考えていくといったことが大切になろうかというふうに思っております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今2名なんて言われてしまうもので、何かもうちょっとぐっと無理やりでも移行させられてしまうのかなとちょっと心配をしていたのですけれども、どうやらそうでもなさそうで。ただ、29年の4月でしたっけ。そこまでには何かをやっていかなければならないということも今課長がおっしゃったように、これはちょっとやっぱり専門家ではないと無理というところが多々あるのだらうと思うのです、その要支援1、2の方々の中でも。そういうものは、今と余り現状が変わらないのだというふうに、29年の4月以降になっても考えてもいいのかなのですけれども、その辺はどうなのでしょうかね。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 今の介護の事業所のサービス、通所の介護のサービスをそのままお使いいただけるということでご説明しましたが、将来的に言いますと今の事業所のサービスは使えるのですけれども、例えば人員配置を緩和した中で、そうするとやはり単位と申しますか、そちらも少し若干それにつれて下がっていくのかなとは思いますが、そういった既存のサービス事業所さんが今の単位、人員配置でそのままということではなくて、緩和した基準で30年度以降もできることになりますので、ボランティアさんができるところはできるところ、そうでないところでもそういったような形で今後制度としては残っていくことになろうかと思っておりますので、その部分については、これは既存の事業所の方ともそれぞれまたお話ししなければなりません、そういったことで30年度以降取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ボランティアさんというのは、言葉はすごくいいですし、そこがもっとどんどんふえていってくればいいのだらうというふうに思うのですけれども、今まではやっぱりプロがやっていたということは、事業所もちゃんとしたプロの事業所ですね。何かあったときの対応というのもちゃんとできるだらうと思うわけです。あえてお年寄りで、やっぱり支援が必要な方々なので、ボランティアさんがやっていて何か起こったとき

に非常に心配なのです。いろんなことが起こると思う。何かのきっかけで大けがさせてしまう場合だってあるでしょうし、下手すればそれで死んでしまう方もいらっしゃるかわからないということまで、大きなことだろうというふうに思うのですけれども、その辺というのはこのボランティアさんがやっけていられる中で、どうなのでしょう。やっぱりちゃんと規約あるいは許可を得た事業所さんと同じような形でやっけていくという中では、相当市のほうあるいは社協のほうが入力していかないと、なかなかボランティアさんにもなり手がなくなるのではないかとこのように思うのですけれども、その辺のお考えというのを聞かせてください。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 現在社会福祉協議会さんが提供されている市民ふれあいサービスにつきましても定期的に社協さんが主催してボランティアの研修等を取り組んでおりますし、もちろん保険にも入っているということでございます。今後新たなサービスを市のほうとそれぞれの担い手、事業者さんでボランティアさんやNPO、その他いろいろな組織があろうかと思いますが、組んでいったときにやはり高齢者の方の安全といいますか、その部分は最も大切な部分の一つだと認識しておりますので、そういったところの人員の配置とか施設、あとは運営についてのルールづくりというのも一定程度こちらが主導して行っけていかなければならないなとは考えているところでございます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 では、最後にお伺いするのですけれども、今言われているように身体介護のほうは何となくプロの方々に、生活、お掃除したり食事をつくったりというほうを何とかボランティアさんたちに移行していきたいような感じだったのですけれども、通所介護、いわゆるデイサービスですよね。これってなかなか変えていくことというのが難しいのではないかなと思うのと同時に、このデイサービスというのは介護する側にとってみると非常にありがたいサービスで、その間いろんな自分のことができたりとか、行かれる方もやっぱりそこで少し刺激を受けたりということになってくると思うのですけれども、今後市が今のところ考えているこの通所介護ということについてのいわゆる今の事業者さんがやっけている変わりになるものというのを何かあるのだったら、ちょっと具体的にお話しただいて私は質問を終わりたいと思うのですけれども。

○委員長 増井浩一君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 中村一久君 1月からというのはちょっと難しいかなとは思いますが。新年度に向けて今検討を進めているところでございますが、やはり今地域で立ち上がっけていただいているサロン活動、このサロン活動がすぐに通所のサービスとして位置づけられるのかというのはちょっと難しいところもあろうかと思ひます。最初は、一般の介護予防の事業として市が関与していくと。地域の自主的な活動でというのは、もちろん町内会も含みますし、NPOですとか、そういった部分も含みますので、新年度頭からというの

はちょっと今のところ検討段階ではございますが、そういった部分の今立ち上がっているところと連携がうまくとれば、そういった事業が通所型のサービスに位置づけられる可能性はあろうかと思えます。

○委員長 増井浩一君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ以上聞くと一般質問になりそうですので、予算ですからやめて終わりたいと思えます。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 増井浩一君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、第6号から第11号まで、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

皆様の協力でスムーズに進行できました。ありがとうございました。

散会 午後 3時52分

委 員 長